

練馬 太郎 様
練馬 花子 様

利用調整前月の最終開庁日が記載されます。

(例)

・8月利用調整分⇒令和4年7月29日

・10月利用調整分⇒令和4年9月30日

保育利用保留通知書は原則初月のみの発行となります。翌月以降も発行を希望される場合は、申込時に申請書余白にその旨をご記入いただくか、付箋貼付等でお知らせください。

過去の分を遡ってご希望される場合は、発行依頼書の提出が必要です。ただし、利用開始月翌月以降は『令和〇年〇月保育園等利用調整結果のお知らせ』の表記となります。

保育利用保留通知書

練馬区教育委員会教育長

令和4年8月1日付けで申込みをされた 練馬 一郎 様の保育の利用について、審査の結果、つぎの理由で利用を保留とします。

児童の生年月日 令和3年9月12日 利用調整された学齢 0 利用調整対象月 令和4年9月

希望保育園等の名称

1 ○○保育園 2 △△保育園 3 □□保育園

希望園毎に保留となった理由が記載されます

1...空きが不足していたため

2...空きがそもそもなかったため

3...対象外の学齢だったため

(例)1歳児から受け入れている園に、0歳児が申し込んだ場合

4...その他

利用を保留とする理由

1. 実施基準等には該当しますが、定員に比較して利用希望者が多く、利用可能な順位に達しないため、直ちには利用できません。
2. 実施基準等には該当しますが、現在希望の保育園等に欠員がないため利用できません。
3. 希望保育園等で該当年齢の保育を実施していないため。
4. その他 ()

申し込み日の翌月から起算して6か月間が有効期間となります。

申込有効期間

令和5年2月利用開始まで

※ただし教育・保育給付認定の有効期間中に限る

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、練馬区教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、練馬区を被告として(訴訟において練馬区を代表する者は練馬区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません(なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

こども家庭部 保育課 入園相談係

TEL 03-5984-5848